

板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業補助金交付要綱

平成28年11月2日区長決定

平成30年11月26日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、0歳児保育などを地域の実情に応じて推進するため、取組を行う家庭福祉員に対して、取組の費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、保育サービスの質の向上を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この補助金は板橋区が認定する家庭福祉員（ベビールームにおいて保育を行う家庭福祉員を含む）が行う家庭福祉員事業（以下「事業」という。）を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、家庭福祉員が特別区民税及び軽自動車税を滞納していた場合は、補助金の交付対象としない。

(補助対象経費)

第3条 この補助金の交付対象となる経費は、事業の運営費とする。

(補助額算定方法)

第4条 この補助金は、別表1に掲げる加算項目ごとに、同表に示す算定方法により算定した額の合計額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。

(交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする家庭福祉員は、交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、子ども家庭部長が別に定める期日までに区長に提出しなければならない。

2 申請する家庭福祉員が次のいずれかに該当する場合は、当該領収書の写し若しくは納税証明書又は非課税証明書（いずれも直近のもの。領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）を添付するものとする。

- (1) 交付申請書（別記第1号様式）において、区税納付状況調査に関する同意が得られない場合
- (2) 区外からの転入者で、転入前の自治体において課税されている場合

(交付の決定等)

第6条 区長は、前条の規定に基づく申請を受けたときは、その内容について審査のうえ、可否について決定し、交付決定通知書（別記第2号様式）により、家庭福祉員に通知するものとする。

(交付の変更申請)

第7条 交付決定を受けた家庭福祉員は、この補助金の交付申請の内容を変更する場合は、変更交付申請書（別記第3号様式）に必要な書類を添えて、速やかに区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定に基づく申請を受けたときは、その内容について審査し、適正であると認めるときは変更交付決定通知書（別記第4号様式）により、適正でないときは、変更非認定通知書（別記第5号様式）により家庭福祉員に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第8条 区長は、第6条による交付決定又は第7条第2項による変更交付決定を行った場合は、家庭福祉員から家庭福祉員保育サービス推進事業補助金請求書（別記第6号様式）及び必要な書類を徴し、支払うものとする。

(承認事項)

第9条 家庭福祉員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

(事故報告等)

第10条 家庭福祉員は、補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由その他必要な事項を書面により区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、速やかに交付決定者に適切な処理を行うよう指示することができる。

(状況報告)

第11条 区長は、必要があると認めるときは、家庭福祉員に事業の遂行状況を報告させることができる。

(遂行命令等)

第12条 区長は、第10条第1項及び前条の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、家庭福祉員に対し、補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って当該補助事業を遂行すべきことを命じることができる。

2 区長は、交付決定者が前項の規定による命令に違反したときは、家庭福祉員に対し、当該補助事業の一時停止を命じることができる。

(事業実績報告)

第13条 家庭福祉員は、事業が完了したときは、保育サービス推進事業補助金実績報告書(別記第7号様式)に必要な書類を添えて、子ども家庭部長が別に定める期日までに区長に提出しなければならない。

2 家庭福祉員は、補助金と補助対象事業に係る会計書類及び事業の実施状況を明らかにした書類(別表2に掲げる保管様式を含む。)を整備し、これを当該補助対象事業の属する会計年度終了後5年間保管しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 区長は、前条により実績報告を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、保育サービス推進事業補助金確定通知書(別記第8号様式)により通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 区長は、家庭福祉員の行う事業が、その交付決定の内容及び補助要件等に適合していないと認めるときは、家庭福祉員に対し、事業に適合させるための措置をとるべきことを命じることができる。

(交付決定の取消し)

第16条 区長は、交付の決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、既に経過した期間に行った事業に係る部分については、この限りでない。

2 区長は、家庭福祉員が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、第14条の規定により交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

(1) 対象となる事業を中止したとき。

(2) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を第3条に定める用途以外に使用したとき。

(4) その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

(5) 交付決定内容が別表1に規定する加算項目の対象要件を満たしていないことが判明したとき。

(6) 交付決定者が第2条第2項に該当するに至ったとき。

(7) 交付決定者が第13条に規定する子ども家庭部長が別に定める期日までに実績報告書を提出しなかったとき。

(8) 交付決定者が行う財務情報等の公表の内容が、実績報告書の内容と齟齬を生じているとき。

(補助金の返還)

第 17 条 区長は、第 16 条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 区長は、第 14 条の規定により家庭福祉員に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第 18 条 家庭福祉員は、第 16 条の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取り消され、補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 家庭福祉員は、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(延滞金の計算)

第 19 条 前条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第 20 条 区長は、家庭福祉員に対し、補助金の返還を命じ、家庭福祉員が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、交付決定者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(補助対象施設・事業の運営上の留意事項)

第 21 条 この補助金の交付を受ける家庭福祉員は、事業の運営に当たって、事業の運営に係る関係法令等に留意し、遵守しなければならない。

(財務情報等の公表)

第 22 条 家庭福祉員は、「保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等公表要領」（平成 27 年 9 月 24 日付 27 福保子保第 691 号）により、事業実施年度の施設運営に係る財務情報等を作成し、区長に提出するとともに、利用者及び当該施設の全ての職員に対し、

分かりやすい方法により公表しなければならない。

2 補助金の交付を受けた家庭福祉員が財務情報の作成、公表をしない場合、区長は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、第 16 条及び第 17 条の規定を準用する。

(施設に備える書類等)

第 23 条 家庭福祉員は、本補助金の交付申請、請求等に係る書類及び事業の実施状況を明らかにした書類（別表 2 に掲げる保管様式を含む。）を当該事業完了後 5 年間保管しなければならない。

(準用)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和 42 年東京都板橋区規則第 3 号）の定めるところによる。

(委任)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則(平成 30 年 11 月 26 日改正)

この要綱は、平成 30 年 11 月 26 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。